

入 札 説 明 書

地方独立行政法人 宮城県立こども病院

この入札説明書は、本件一般競争入札に関し、「地方独立行政法人宮城県立こども病院会計規程」及び「地方独立行政法人宮城県立こども病院政府調達に関する物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程」に基づき、一般競争入札に参加する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を示すものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の内容

宮城県立こども病院 リネン関係総合業務

(※業務詳細は「宮城県立こども病院 リネン関係総合業務委託契約仕様書」のとおり。)

(2) 契約期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(※ただし、新たに業務受託者となる場合は、令和2年3月中に現行業務受託者からの引継ぎを受けるなど円滑な業務運営に努めること。)

(3) 履行場所

宮城県仙台市青葉区落合四丁目3番17号

宮城県立こども病院

(4) 入札方法

落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額(税抜金額)を入札書に記載すること。入札については、上記契約期間内における以下のイからハに係る委託金額の総計で行うものとする。なお、以下のイからハのそれぞれの業務に係る見積金額及びその内訳書についても添付すること。

イ リネン関係総合業務に係る委託金額について

賃借物の年間借用数及び洗濯物の年間排出数量については、「宮城県立こども病院 リネン関係総合業務委託契約仕様書」のとおりとし、委託金額を算出すること。

ロ 拓桃館の入所者洗濯物の集配・洗濯業務に係る委託金額について

入所者・入院患者1人につき1回あたりの洗濯に係る主な洗濯品・枚数、1日あたりの利用者数及び1か月あたりの洗濯重量については、「宮城県立こども病院 リネン関係総合業務委託契約仕様書」のとおりとする。

算出方法については、「1kgあたりの洗濯に係る見積金額(単価)×1か月あたりの洗濯重量×36か月」とし、委託金額を算出すること。

ハ 職員用ユニフォームの賃貸借及び洗濯業務に係る委託金額について

職員用ユニフォームの仕様等については「宮城県立こども病院 リネン関係総合業務委託契約仕様書」のとおりとする。

算出方法については、「職員 1 人につき 1 か月あたりの賃貸借料の見積金額（単価）（※）×各使用部局・職種の職員数×36 か月」とし、委託金額を算出すること。

（※）職員 1 人につき 1 か月あたりの賃貸借料の見積金額（単価）は、「職員数＋新規採用見込数」で算出した職員用ユニフォームの賃貸借に係る費用と、「職員数」で算出した職員用ユニフォームの洗濯業務に係る費用を含んだ見積金額（単価）とする。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- （１）地方独立行政法人宮城県立こども病院契約実施規程第 2 条及び第 3 条の規定に該当しない者であること。
 - （２）本年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一規格）「役務提供」に格付され、東北地域の競争参加資格を有すること。
 - （３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
 - （４）宮城県から競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - （５）平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（対象 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - （６）平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - （７）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - （８）宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
- イ 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同

じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていたと認められるとき。

ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下、「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

二 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(9) 過去5年間に別添仕様書に記載する委託業務(これに準じる業務を含む)を一般病床241床以上の小児科を有する病院において、受託実績を有する者。

(10) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条第14項の各号に定める基準を満たし、一般財団法人医療関連サービスマーク振興会が定めた医療関連サービスマーク制度における「寝具類洗濯」の認定を受けている者であること。

(11) 落札した際は当該業務が滞ることのないよう、一般社団法人日本病院寝具協会が当該業務の代行者となる旨の証明書を提出できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の交付期間

令和元年12月25日(水)から令和2年2月2日(日)まで

(2) 入札書及び入札説明書、その他関係書類の交付方法

宮城県立こども病院ホームページ(<http://www.miyagi-children.or.jp/>)内よりダウンロードすること。

(3) 入札及び開札の日時・場所

イ 令和2年2月4日(火) 11時から

ロ 宮城県仙台市青葉区落合四丁目3番17号

宮城県立こども病院 本館2階応接室

(4) 郵送による場合の入札書受領期限及び提出場所

イ 令和2年2月3日(月) 17時00分

ロ 宮城県仙台市青葉区落合四丁目３番１７号

宮城県立こども病院 事務部経営企画課

(５) 質疑及び回答

仕様書等について疑義がある場合は、別添質疑書を下記４へ **FAX** または電子メールにより書面で提出すること。質疑書の受付は、令和２年１月１７日（金）１２時００分までとし、回答は提出者に **FAX** または電子メールにより令和２年１月２４日（金）に送付する。なお、回答により、別紙仕様書に追加または修正が生じた場合は、速やかにホームページ内に通知する。

４ 契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

〒９８９－３１２６ 宮城県仙台市青葉区落合四丁目３番１７号

宮城県立こども病院 事務部経営企画課 佐藤 文月

電話 ０２２－３９１－５１１１（内線 ２１０１）

電子メール kikaku@miyagi-children.or.jp

５ 開札に立ち会う者に関する事項

- (１) 開札は、入札者及びその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係の無い職員を立ち合わせて行うものとする。
- (２) 代理人が入札に参加するときは、「委任状」を持参するものとする。

６ 落札者の決定方法

- (１) 入札書を提出した入札者であって、当院で作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (２) 最低価格が同額の入札が複数あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。ただし、郵送により入札された場合には、入札執行事務に関係の無い職員が代理として、くじを引くこととする。
- (３) 最低価格が予定価格に達しない場合は、入札を再度３回まで行う。なお、３回の入札で予定価格に達しなかった場合には、最低金額を記載した入札者と見積合せによる随意契約を行うことがある。
- (４) 入札執行に際して不正行為があった場合は、直ちに退場、失格とする。

７ その他

- (１) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (２) 入札保証金及び契約保証金は免除する。
- (３) 本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書及び必要とされる義務を履行し

なかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要